

有限会社観光ホテル山村屋行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年8月1日 ～ 令和11年7月31日までの5年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産前産後休業中及び育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和6年8月 ～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和7年2月 ～ 目標達成に向けて相談体制の整備
- 令和7年8月 ～ 制度に関するパンフレットを作成し従業員に配布
- 令和8年4月 ～ 従業員へ周知の実施
- 令和9年4月 ～ 定期的な周知の実施

目標2：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全従業員に配布し制度の周知を図る。

<対策>

- 令和8年4月 ～ 従業員のニーズの把握
- 令和8年8月 ～ 目標達成に向けて業務体制の検討
- 令和9年1月 ～ 制度に関するパンフレットを作成し従業員に配布
- 令和10年4月 ～ 従業員へ周知の実施
- 令和11年4月 ～ 定期的な周知の実施